目黒区暴力団排除条例（仮称）の骨子

1　目的

目黒区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関する基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全かつ平穏な生活の確保及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2　基本理念

「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」及び「暴力団と交際しないこと」を基本理念とする。

3　区の責務

区は、区民、事業者、他の区市町村、警察等と連携を図り、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進する。

4　区民等の責務

区民及び事業者は、

○　暴力団排除活動に資すると認められる情報を知ったときは、区又は警察等に対して情報提供すること。
○　区による暴力団排除活動に関する施策に参画・協力すること。
○　暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。
○　事業者にあっては、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないようにその事業を行うこと。

に努める。

5　区の行政対象暴力に対する措置

区は、行政対象暴力を防止し、具体的な対応方針を定めるなどの必要な措置を講ずる。

6　区の事務事業に係る暴力団排除措置

区は、公共工事をはじめとする区の事務事業により暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとならないよう、暴力団関係者を契約から排除するなどの必要な措置を講ずる。

7　区が設置する公の施設における措置

区が設置する公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなると認められるときは、当該公の施設の利用について承認をせず、又は承認を取り消すことができるなどの必要な措置を講ずる。

8　補助金の交付等における措置

区が行う補助金、利子補給金等の交付又は貸付金の貸付けにより、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずる。

9　広報・啓発

区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深め、排除活動の気運を醸成するための広報・啓発を行う。

10　区民等に対する支援

区は、区民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報提供等の支援を行う。

11　青少年に対する措置及び青少年の教育等に対する支援

青少年の教育又は育成に携わるものは、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、指導、助言等の措置を講ずるよう努める。

区は、青少年の教育又は育成に携わるものが、青少年に対し、指導、助言等の措置を円滑に講ずることができるよう、情報の提供等の必要な支援を行う。